

## 第2 防火に関する規定

### 1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める建築物の防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

- (1) 建築基準法関係
  - ア 建築基準法
  - イ 建築基準法施行令
  - ウ 建築基準法施行規則
  - エ 岩手県建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）
  - オ 岩手県建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）
  - カ 盛岡市建築基準法施行細則（昭和48年盛岡市規則第9号）
- (2) 消防法令関係
  - ア 消防法
  - イ 消防法施行令
  - ウ 消防法施行規則
  - エ 危険物の規制に関する政令
  - オ 危険物の規制に関する規則
  - カ 火災予防条例
  - キ 火災予防条例規則
- (3) 電気事業法関係
  - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
  - イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）
- (4) 都市計画法関係
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
  - イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
  - ウ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）
- (5) 都市再開発法関係
  - ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
  - イ 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）
- (6) ガス事業法関係
  - ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）
  - イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）
- (7) 高圧ガス保安法関係
  - ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
  - イ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- (8) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
  - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
  - イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）
  - ウ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
- (9) 石油パイプライン事業法関係
  - ア 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）
  - イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和47年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第2号）
- (10) 石油コンビナート等災害防止法関係
  - ア 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
  - イ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）
  - ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）
- (11) その他の防火に関する規定

## 2 建築基準法令上の防火に関する規定

### (1) 集団規定

- ア 防火地域内の建築物（建基法第 61 条）
- イ 防火地域、準防火地域内の建築物の耐火・準耐火の構造規制（建基法第 61 条、建基政令第 136 条の 2）
- ウ 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制（建基法第 62 条）
- エ 防火地域、準防火地域内の木造建築物等の外壁の開口部の防火規制（建基法第 63 条）
- オ 防火地域、準防火地域内の隣地境界線に接する外壁の規制（建基法第 63 条）
- カ 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔等の不燃規制（建基法第 64 条）
- キ 総合的設計による一団地の建築物の取扱い（建基法第 86 条）

### (2) 単体規定

#### ア 構造関係

- (ア) 大規模建築物の主要構造部等の規制（建基法第 21 条、建基令第 109 条の 7、第 129 条の 2 の 3）
- (イ) 屋根の不燃規制（建基法第 22 条、建基令第 109 条の 5）
- (ウ) 木造建築物等の外壁の規制（建基法第 23 条、建基令第 109 条の 5）
- (エ) 木造建築物等である特殊建築物の外壁、軒裏の防火構造規制（建基法第 24 条）
- (オ) 大規模木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制（建基法第 25 条）
- (カ) 建築物の用途、規模による耐火建築物等とすべき構造規制（建基法第 27 条、建基令第 110 条から第 110 条の 3 第、115 条の 2、第 115 条の 3、第 115 条の 4、第 116 条）

#### イ 防火区画、防火壁及び界壁関係

- (ア) 大規模木造建築物の防火壁（建基法第 26 条、建基令第 113 条、第 115 条の 2）
- (イ) 面積、異種用途による区画（建基法第 36 条、建基令第 112 条）
- (ウ) 吹抜き等の堅穴区画（建基法第 36 条、建基令第 112 条）
- (エ) 長屋、共同住宅等の界壁等の構造（建基法第 36 条、建基令第 114 条）

#### ウ 避難関係

- (ア) 階段の幅員等の規制（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 23 から第 27 条、第 124 条）
- (イ) 直通階段、2 以上の直通階段の設置（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2）
- (ウ) 避難階段、特別避難階段の設置（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 121 条の 2、第 122 条、第 123 条、第 124 条）
- (エ) 直通階段、屋外階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 121 条の 2、第 122 条、第 123 条、第 124 条）
- (オ) 廊下の幅員（建基令第 119 条、第 124 条）
- (カ) 屋外への出入口等（建基令第 125 条、第 125 条の 2）
- (キ) 興行場等の客席の出入口（建基令第 118 条）
- (ク) 屋上広場等の規制（建基令第 122 条、第 126 条）

#### エ 道路、通路関係

- (ア) 敷地の接道の規制（建基法第 43 条）
- (イ) 敷地内の通路、空地の規制（建基令第 128 条、第 128 条の 2）
- (ウ) 道路内の建築物の構造等（建基法第 44 条、建基令第 145 条）

#### オ 内装規制関係

特殊建築物等の内装規制（建基法第 35 条の 2、建基令第 128 条の 3 の 2 から第 128 条の 5）

#### カ 進入口、建築設備関係

- (ア) 非常用進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造（建基法第 34 条、第 35 条、建基令第 126 条の 6、第 126 条の 7、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3）
- (イ) 排煙設備の設置及び構造（建基法第 35 条、建基令第 126 条の 2、第 126 条の 3）
- (ウ) 非常用の照明装置等の設置及び構造（建基法第 35 条、建基令第 126 条の 4、第 126 条の 5）
- (エ) 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第 32 条、第 33 条、建基令第 129 条の 14、第 129 条の 15）

- (d) 火気使用室等の構造設備（建基法第 28 条、建基令第 20 条の 3）
- (h) 煙突の構造（建基令第 115 条）
- (k) 配管、風道等の構造（建基令第 20 条の 2、第 129 条の 2 の 4、第 129 条の 2 の 5）
- (l) 冷却塔設備の構造（建基令第 129 条の 2 の 6）
- (n) エレベーター、小荷物専用昇降機等のかご及び昇降路出入口戸の不燃材料等（建基政令第 129 条の 6、第 129 条の 7、第 129 条の 9、第 129 条の 11、第 129 条の 13）

キ その他

- (r) 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制（建基令第 128 条の 3）
- (s) 中央管理室の設置、機能等（建基令第 20 条の 2、第 126 条の 3、第 129 条の 13 の 3）

(3) その他

ア 構造、材料、防火設備関係

- (a) 耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料（建基法第 2 条、建基令第 107 条、第 107 条の 2、第 108 条、第 108 条の 2）
- (b) 耐火建築物、準耐火建築物（建基法第 2 条、建基令第 108 条の 4、第 109 条の 3）
- (c) 防火戸その他の防火設備（建基法第 2 条、建基令第 109 条、第 109 条の 2、第 112 条）
- (e) 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3、建基令第 111 条、第 116 条の 2、第 128 条の 3 の 2）
- (f) 簡易な構造の建築物の規制（建基法第 84 条の 2、建基令第 136 条の 9 から第 136 条の 11）

イ 建築材料の品質（建基法第 37 条、建基令第 144 条の 3）

ウ 耐火性能検証法（建基法第 2 条、建基令第 108 条の 4）

エ 防火区画検証法（建基令第 108 条の 4）

オ 階避難安全検証法（建基令第 129 条）

カ 全館避難安全検証法（建基令第 129 条の 2）

**3 消防同意時の建築基準法令等に関する審査事項**

(1) 適用範囲

別表の取扱いについては、法第 7 条の規定に基づき消防長が行う同意のうち、建基法第 6 条第 4 項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事等が行う場合、又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により指定確認検査機関が確認を行う場合において、消防長に求められた消防同意について適用するものであること。

(2) 建基法及び建基令等

建基法及び建基令等については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表 1 に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表 建基法及び建基令に係る審査事項

※ 表中の法は建基法、令は建基令を示す。

審査の要否 ○：審査が必要なもの —：審査の必要のないもの

審査事項		関連条文 (主なもの)	建築物の用途区分					
			対特定 防火 対象物	非特定 等共同 以外宅	共同住宅等		長 屋	戸 建 住宅
					中高層	低層		
道路と の関 係、敷 地内通 路	法第35条(令第128条)(敷地内の通路)	令第123条 令第125条	○	○	○	○	—	—
	法第35条(令第128条の2)(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)	令第107条 令第109条 令第109条の2 令第109条の3	○	○	○	○	—	—
	法第43条(敷地等と道路との関係)	令第116条の2	○	○	○	○	○	—
	法第44条(道路内の建築制限)	令第145条	—	—	—	—	—	—
主要構 造部の 制限	法第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	令第46条 令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第109条の4 令第109条の5 令第115条の2 令第129条の2の3	○	○	○	○	○	—
	法第23条(外壁)	令第109条の7	○	○	○	○	○	○
	法第24条(木造の特殊建築物の外壁等)	令第108条	○	○	○	○	/	/
	法第25条(大規模の木造建築物等の外壁)	令第108条 令第109条の5	○	○	○	○	○	○
	建基法第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第110条 令第110条の2 令第110条の3 令第115条の4 令第116条 令第129条の2の3	○	○	○	○	/	/

	法第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要構造部)	令第 107 条 令第 108 条の 2 令第 111 条	○	○	—	—	—	—
	法第 61 条 (防火地域内又は準防火地域内の建築物)	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 136 条の 2	○	○	○	○	○	○
主要構造部の構造制限	法第 61 条 (開口部の防火戸)	令第 109 条 令第 109 条の 2	○	○	○	○	○	○
	法第 63 条 (隣地境界線に接する外壁)	令第 107 条	○	○	○	○	○	○
屋根	法第 22 条 (防火地域及び準防火地域以外の建築物の屋根の構造)	法第 24 条 令第 109 条の 5	○	○	○	○	○	○
	法第 62 条 (防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造)	令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○
防火区画等	法第 26 条 (防火壁)	令第 107 条 令第 113 条 令第 115 条の 2	○	○	○	○	○	—
	法第 36 条 (令第 112 条) (防火区画 (面積区画))	法第 21 条 法第 27 条 法第 62 条 令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 115 条の 2 令第 115 条の 3	○	○	○	○	○	—
	法第 36 条 (令第 112 条) (防火区画 (竪穴区画))	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2	○	○	○	○	—	—

	法第 36 条（令第 112 条）（防火区画（異種用途区画））	法第 24 条 法第 27 条 令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 110 条 令第 110 条の 2 令第 110 条の 3	○	○	○	○	—	—
	法第 36 条（令第 114 条）（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 112 条	○	○	○	○	○	—
廊下	法第 35 条（令第 119 条）（廊下の幅）		○	○	○	○	—	—
階段	法第 35 条（令第 120 条、第 121 条）（直通階段の設置、2 以上の直通階段を設ける場合）	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条の 2 令第 116 条の 2 令第 123 条	○	○	○	○	—	—
	法第 35 条（令第 121 条の 2）（屋外階段の構造）	令第 107 条の 2	○	○	○	○	—	—
	法第 35 条（令第 122 条）（避難階段の設置）	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 112 条 令第 123 条 令第 126 条	○	○	○	○	—	—
	法第 35 条（令第 124 条）（物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅）	令第 123 条 令第 126 条	○					
	法第 36 条（令第 23 条）（階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法）	令第 120 条 令第 121 条	○	○	○	○	—	—
	法第 36 条（令第 24 条）（踊場の位置及び踏面）		○	○	—	—	—	—
	法第 36 条（令第 25 条）（階段等の手すり等）		—	—	—	—	—	—

	法第 36 条 (令第 26 条) (階段に代わる傾斜路)		—	—	—	—	—	—
出入口	法第 35 条 (令第 118 条) (客席からの出口の戸)		○	—	/	/	/	/
	法第 35 条 (令第 125 条) (屋外への出口)	令第 120 条 令第 124 条	○	○	—	—	—	—
	法第 35 条 (令第 125 条の 2) (屋外への出入口等の施錠装置の構造等)	令第 123 条	○	○	—	—	—	—
屋上広場	法第 35 条 (令第 126 条) (屋上広場等)		○	○	○	—	—	—
内装制限	法第 35 条の 2 (特殊建築物等の内装)	令第 128 条の 3 の 2 令第 128 条の 4 令第 128 条の 5	○	○	○	—	—	—
非常用の昇降機	法第 34 条 (非常用の昇降機)	令第 129 条の 6 令第 129 条の 7 令第 129 条の 13 の 2 令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	—	—	—
排煙設備	法第 35 条 (令第 126 条の 2) (排煙設備の設置)	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 112 条 令第 115 条 令第 116 条の 2 令第 126 条の 3 令第 129 条の 2 の 5	○	○	○	—	—	—
非常用の照明装置	法第 35 条 (令第 126 条の 4) (非常用の照明装置の設置)	令第 116 条の 2 令第 126 条の 7	○	○	○	—	—	—
非常用の進入口	法第 35 条 (令第 126 条の 6) (非常用の進入口の設置)	令第 126 条の 7 令第 129 条の 13 の 2	○	○	○	○	○	○

地下街	法第 35 条（令第 128 条の 3）（地下街）	令第 23 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 112 条 令第 126 条の 2 令第 126 条の 3 令第 126 条の 4 令第 126 条の 5 令第 129 条の 2 の 5	○					
簡易な構造の建築物	法第 84 条の 2（簡易な構造の建築物に対する制限）	令第 136 条の 9 令第 136 条の 10	○	○				
その他	法第 40 条（条例附加）	岩手県建築基準法施行条例	※ 備考 9 参照					

#### 備考

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって消防法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって、消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって消防法施行令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物をいう。
- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、共同住宅等以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が 3 を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が 3 以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋（2 以上の住戸を有する建築物で、隣接する住戸が開口部のない壁又は、床を共有し、廊下・階段等の共用部分を有しない形式の建築物）をいう。
- 8 「戸建住宅」とは、消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のいずれにも属さない戸建ての住宅をいう。
- 9 関連条文は、審査事項を審査する上で必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、岩手県建築基準法施行条例等、表記以外の規定の審査が必要な場合もあるので留意すること。

#### 4 関係法令上における防火に関する規定

第2. 1. (11)「その他の防火に関する規定」は、次のとおりである。

- (1) 事業付属寄宿舍規定（昭和22年労働省令第7号）
- (2) 建設業付属寄宿舍規定（昭和42年労働省令第27号）
- (3) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省第32号）
- (4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- (5) 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
- (10) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
- (11) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
- (12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）
- (14) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- (15) 薬局等構造設備規則（昭和37年厚生省令第2号）
- (16) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (17) 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）
- (18) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
- (19) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
- (20) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- (21) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）
- (22) 国際観光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）
- (23) 屋根の不燃区画の指定（昭和49年盛岡市告示第5号）
- (24) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月25日盛岡市条例第59号）

#### 5 消防同意及び使用開始検査時において審査・検査が省略される規定と審査・検査の対応

建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項（第68条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が建基法第93条第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされていることから、次表に掲げる型式適合認定に係る一連の規定（建基令第136条の2の11に定める規定）、建基令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査・検査省略の対象とされる。

ただし、型式適合認定を受けた建築物については、型式に適合しているか否かの審査及び検査は必要である。

また、認証型式部材等を有する建築物については、建基規則第10条の5の16各号に定めるところにより、建築士である工事監理者によって設計図書どおりの工事が行われたかを確認すること。

建築物以外の認証型式部材等については、建基法第68条の19第1項で定める表示（建基規則別記第50号の10様式に定めるもの）を見やすい箇所に表示することとされているので、この表示を確認すること。

消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定一覧表

対象となる建築物	審査・検査が省略される規定
型式認定を受けた部分を有する建築物	型式適合認定は同一の型式で量産される建築設備や標準的な仕様書で建設される住宅等の型式について、建基法の構造、防火、設備及び一般構造にわたる幅広い規定に適合していることをあらかじめ認定するものである。

	<p>認定に係る一連の規定の審査及び型式に適合しているか否かの審査・検査は行うこと。（建基法第 68 条の 10）</p>
<p>認証型式部材等を有する建築物</p>	<p>型式部材等製造者認証は型式適合認定を受けた部材等の製造者について、その部材等を適切な品質管理のもと認定型式どおりに製造できる者であるかどうかを審査し、認証するものである。</p> <p>認定に係る一連の規定の審査及び型式に適合しているか否かの審査・検査は省略されるが、設計図書どおりに施工されているかの確認をすること。（建基法第 68 条の 20）</p>
<p>建築士の設計した法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物</p>	<p>建基令第 10 条第 3 号又は第 4 号に掲げる規定の審査・検査が省略される。</p>